

平成29年度国内需要安定化事業
「沖縄観光ブランド戦略推進事業」委託仕様書

1 事業名 平成29年度国内需要安定化事業「沖縄観光ブランド戦略推進事業」

2 事業期間 契約締結の日から平成30年3月31日まで

3 事業の目的

国内からの観光客誘致の基盤を形成するため、沖縄未経験者層の開拓やリピーター層の維持拡大に向けて、沖縄観光ブランド「Be.Okinawa」の国内全域におけるブランドイメージの浸透を図るとともに、ウェブやSNS等幅広いコンテンツを活用した効果的な情報発信の仕組みづくりを行うことにより、平成33年度の事業目標である800万人の達成を目指す。

4 予算額 100,139,000円（税込）

5 委託業務の概要

- (1) 国内向けブランドイメージ（動画・静止画等）、情報ツール等の制作・広告出稿
- (2) ウェブ、ソーシャルネットワーク等を活用したブランドイメージの発信及び浸透
- (3) 航空会社、旅行会社等と連携したブランドイメージの発信及び浸透
- (4) その他、国内におけるブランドイメージの効果的な発信・浸透
- (5) 実際の送客に繋がる仕組みの構築・調査
- (6) 効果測定

6 業務内容

- (1) 国内向けブランドイメージ（動画・静止画等）、情報ツール等の制作・広告出稿
沖縄観光ブランド「Be.Okinawa」のコンセプトに基づいた国内観光客向けブランドイメージ（動画・静止画等）、情報ツール等の制作及び広告出稿
- (2) ウェブ、ソーシャルネットワーク等を活用したブランドイメージの効果的な発信・浸透
ウェブ、ソーシャルネットワーク等を活用した国内向けブランドイメージの効果的な発信・浸透
- (3) 航空会社及び旅行会社等と連携したブランドイメージの効果的な発信・浸透
機内映像、機内誌、旅行雑誌等を活用したブランドイメージの効果的な発信・浸透

- (4) その他、国内におけるブランドイメージの効果的な発信・浸透
上記(2)及び(3)の他、国内におけるブランドイメージの効果的な発信・浸透
- (5) 実際の送客に繋がる仕組みの構築・調査
ビジットおきなわ計画に沿った施策の推進、実際の送客に繋がる仕組みの構築・調査等
- (6) 効果測定 広告露出効果のまとめ

- (7) 実施計画書、実績報告書、支払関係及び事業報告書等
 - ・ 上記(1)～(6)に係る実施計画書の作成（1部）
 - ・ 上記(1)に係るすべての成果物の提供
 - ・ 上記(1)～(6)に係る経費の支払い業務及び関係証拠書類の整理・保管
 - ・ 上記(1)～(6)に係る事業報告書（電子データ一式）

7 業務の再委託について委託業務内容

- (1) 一括再委託の禁止等について
本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。
また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。
ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- (2) 再委託の相手方の制限について
上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。
 - ア 契約金額の50 %を超える業務
 - イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
 - ウ 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

- (3) 再委託の範囲について
本業務委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務の範囲は以下のとおりとする。
 - ア 情報ツール作成
 - イ 各種メディアプロモーション
 - ウ 沖縄関係イベント・プロモーション
 - エ その他連携プロモーション広報活動
 - オ その他、簡易な業務

(4) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ イベントにおけるブースの設営または運営(但し、契約額が100万円未満のものに限る。)

オ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

8 提案にあたっての留意事項

(1) 1事業者(複数の事業体で事業を実施する場合は1企業共同体)あたり1提案とする。

(2) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

(3) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。

(4) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。

(5) 本事業は国の補助などを活用して実施する者であり、受託者は経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に基づき、適正に執行する必要がある。

(以上)